

指定居宅介護・指定重度訪問介護事業所 ヘルパーステーションゆのく 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、合同会社ゆのく（以下、「事業者」という。）が開設する指定居宅介護・指定重度訪問介護事業所ヘルパーステーションゆのく（以下、「事業所」という。）が行う「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「法」という。）に基づく指定居宅介護事業・指定重度訪問介護事業（「以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、障害福祉サービスの支給決定を受けた障害者又は障害児（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護及び指定重度訪問介護（以下、「居宅介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者又は障害児の保護者（以下、「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 サービスの提供にあたっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前3項のほか、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称：指定居宅介護・指定重度訪問介護事業所
ヘルパーステーションゆのく

(2) 所在地：愛媛県東温市見奈良 1399-3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職種名	員数		職務内容
	常勤	非常勤	
管理者	1 ※サービス提供責任者及び訪問介護員と兼務		<ul style="list-style-type: none">・事業者代表社員の命を受け、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。・事業所に対する居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、事業所の従業者に対する技術指導及び居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成等を行う。・居宅介護等の提供に当たる。
サービス提供責任者	3 ※うち1名管理者及び訪問介護員と兼務 ※うち2名訪問介護員と兼務		<ul style="list-style-type: none">・事業所に対する居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、事業所の従業者に対する技術指導及び居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成等を行う。・居宅介護等の提供に当たる。
訪問介護員	1	10名以上	<ul style="list-style-type: none">・居宅介護等の提供に当たる。

(職員の勤務体制)

第5条 事業所の職員の勤務体制は、事業者就業規則に定めるところによる。

- 2 毎月の勤務表は、毎月月末までに対象社員にシフト表(勤務表)を配布して通知するものとする。
- 3 事業所における居宅介護等の提供は、直接事業所の職員によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：年末年始(12月30日～1月3日)及び天災地変その他やむを得ず業務を遂行できない日を除き、毎日とする。ただし、年末年始について、利用者等から要請があった場合は、この限りではない。
- (2) 営業時間：午前8時30分より午後5時30分とする。ただし、利用者等から要請があった場合は、この限りではない。

(事業の内容)

第7条 事業所が提供する事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ① 食事の介護
 - ② 排せつの介護
 - ③ 入浴の介護
 - ④ 通院介助（身体介護を伴う場合）
 - ⑤ その他日常生活を営むために必要な身体の介護
- (3) 家事援助等に関する内容
 - ① 調理
 - ② 洗濯
 - ③ 掃除
 - ④ 通院介助（身体介護を伴わない場合）
 - ⑤ その他日常生活を営むために必要な家事の援助
- (4) 生活等に関する相談及び助言
- (5) 重度訪問介護に関する内容

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて、常時介護を要する障害者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事、外出時における移動中の介護を総合的に行う。
- (6) その他の生活全般にわたる援助

(利用者等から受領する費用の額等及び支払の方法)

第8条 居宅介護等を提供したときは、利用者等から市町が定める負担上限月額の内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない居宅介護等を提供したときは、利用者等から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 前2項の支払を受ける額のほか、利用者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において居宅介護等を行う場合には、利用者等から、それに要した交通費の額の支払を受けることができるものとする。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の各号に掲げる額を受けることができるものとする。
 - (1) 実施地域を超えた地点から片道概ね10km未満：無料
 - (2) 実施地域を超えた地点から片道概ね10km以上：10kmにつき450円
- 4 前3項の費用の支払を受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 5 第1項、第2項及び第3項の費用の額（以下、「利用料等」という。）の支払を受ける場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者等に

対し交付するものとする。

- 6 利用者等は、事業者の定める期日までに、利用料等を現金払、銀行口座振込、銀行口座引落の方法により納付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、東温市・松山市（旧北条市及び島しょ部を除く。）・砥部町・松前町及び伊予市とする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 従業者は、居宅介護等の提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 居宅介護等の提供中に天災地変その他の災害が生じた場合、従業者は必要により利用者の避難等の措置を講じる他、管理者に連絡の上、その指示に従うものとする。

(衛生管理及び従業者の健康管理等)

第 11 条 事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

- 2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

(秘密保持)

第 12 条 従業者は、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(サービス提供の記録)

第 13 条 事業所は、居宅介護等を提供した際には、その提供日及び内容並びに当該居宅介護等について、利用者に代わって支払を受ける保険給付の額その他必要な記録を利用者が保持するサービス提供記録に記載するものとする。

(苦情への対応等)

第 14 条 事業所は、提供した居宅介護等に対する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 3 提供した居宅介護等に関し、法の定めるところにより、市町が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等から

の苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 4 提供した居宅介護等に関し、法の定めるところにより、知事が行う報告若しくは居宅介護等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者等からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第 15 条 事業者は、居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、市町、家族、当該利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡を行い、必要な措置を講ずるものとするとともに、事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 16 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備すること
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所の訪問介護員等又は養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(衛生管理等)

第 17 条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び

訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職場におけるハラスメントの防止)

第 19 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(身体拘束等の禁止)

第 20 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業員に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

2 従業員は、その勤務中は常に身分を証明する証票を携行し、初回訪問時及び利用者等からの求めに応じて、これを提示するものとする。

3 事業所は、次の各号に掲げる諸記録その他重要な帳簿を整備するものとする。

- (1) 利用料に関する重要な関係書類
- (2) 居宅介護計画、重度訪問介護計画、その実施状況及び目標の達成状況及びその他サービス提供に関する記録
- (3) 事業運営に際して重要な書類

(4) その他必要と認めるもの

- 4 この規程に定める事項のほか、事業所の運営について必要がある場合は、事業者代表社員が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 3 月 12 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。